

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2022年1月11日

1 「水際対策強化に係る新たな措置（23）」（令和3年12月28日）において、当面の間、継続することとした、「水際対策強化に係る新たな措置（20）」（令和3年11月29日）における、「2. 外国人の新規入国停止」及び「3. 有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、本年2月末までの間、継続することとします。

2 1月12日午前0時以降、以下の国からの入国者について、在留資格を保持する外国人の再入国を拒否しないこととします。ただし、引き続き、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で10日間待機いただき、入国後3日目、6日目及び10日目に改めて検査を受けていただくこととなります。

アンゴラ、エスワティニ、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

3 1月14日午前0時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、
検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

インド（タミル・ナド州、デリー準州）、コロンビア、トルコ

※コロンビアは、「水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国」として3
日間待機の対象として指定されていますが、「水際対策強化に係る新たな措置
(21)（令和3年12月3日）」及び「水際対策強化に係る新たな措置（2
2）（令和3年12月9日）」を踏まえ、検疫所の確保する宿泊施設での待機を求
めないこととしていました。しかし今般、「オミクロン株に対する指定国」とし
て指定の上、3日間待機の対象にすることとします。

※トルコは、「水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対
する指定国」として3日間待機の対象として指定されていますが、「水際対策強
化に係る新たな措置（21）（令和3年12月3日）」及び「水際対策強化に係る
新たな措置（22）（令和3年12月9日）」を踏まえ、検疫所の確保する宿泊
施設での待機を求めないこととしていました。しかし今般、「水際対策上特に対

応すべき変異株に対する指定国」及び「オミクロン株に対する指定国」として指定の上、3日間待機の対象にすることとします。

4 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙1「水際対策強化に係る新たな措置（24）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_24.pdf ）

別紙2「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和4年1月11日時点）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_list.pdf ）

別紙3「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_17.pdf ）

別紙4「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0111_20.pdf ）

別紙5「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_21.pdf ）

別紙6「水際対策強化に係る新たな措置（22）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1209_22.pdf ）

別紙7「水際対策強化に係る新たな措置（23）」

（ https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_23.pdf ）

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。（ <https://www.anzen.mofa.go.jp/> ）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html ）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部のIP電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)